

一管区水路通報第 4 1 号

令和 7 年 1 0 月 2 4 日

第一管区海上保安本部

第 7 2 2 項	北海道南岸	函館港南方～納沙布岬南方・・・海洋調査
第 7 2 3 項	北海道南岸	恵山岬東南東方・・・・・・射撃訓練
第 7 2 4 項	北海道南岸	チキウ岬南東方・・・・・・射撃訓練
第 7 2 5 項	北海道南岸	十勝港及び付近・・・・・・掘下げ作業等
第 7 2 6 項	北海道南岸	厚岸湾・・・・・・灯台光達距離変更
第 7 2 7 項	北海道南岸	霧多布港・・・・・・水路測量等
第 7 2 8 項	北海道東岸	知床岬付近・・・・・・武器発射試験（期間変更）
第 7 2 9 項	北海道北岸	紋別港北東方・・・・・・射撃訓練
第 7 3 0 項	北海道西岸	野寒布岬北方・・・・・・海洋調査
第 7 3 1 項	北海道西岸	小樽港・・・・・・潜水調査
第 7 3 2 項	北海道西岸	小樽港北方・・・・・・射撃訓練
第 7 3 3 項	北海道西岸	弁慶岬南西方・・・・・・観測機器設置
第 7 3 4 項	北海道西岸	奥尻島・・・・・・灯台光達距離変更
第 7 3 5 項	北太平洋北西部・・・・・・	海洋調査

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先

第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町 5 番 2 号 小樽地方合同庁舎(5階)

TEL (0134) 27-0118(内線2515) FAX (0134) 27-6190

○ 船舶交通安全のための情報提供について

海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種 類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則 として毎週1回又は随 時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

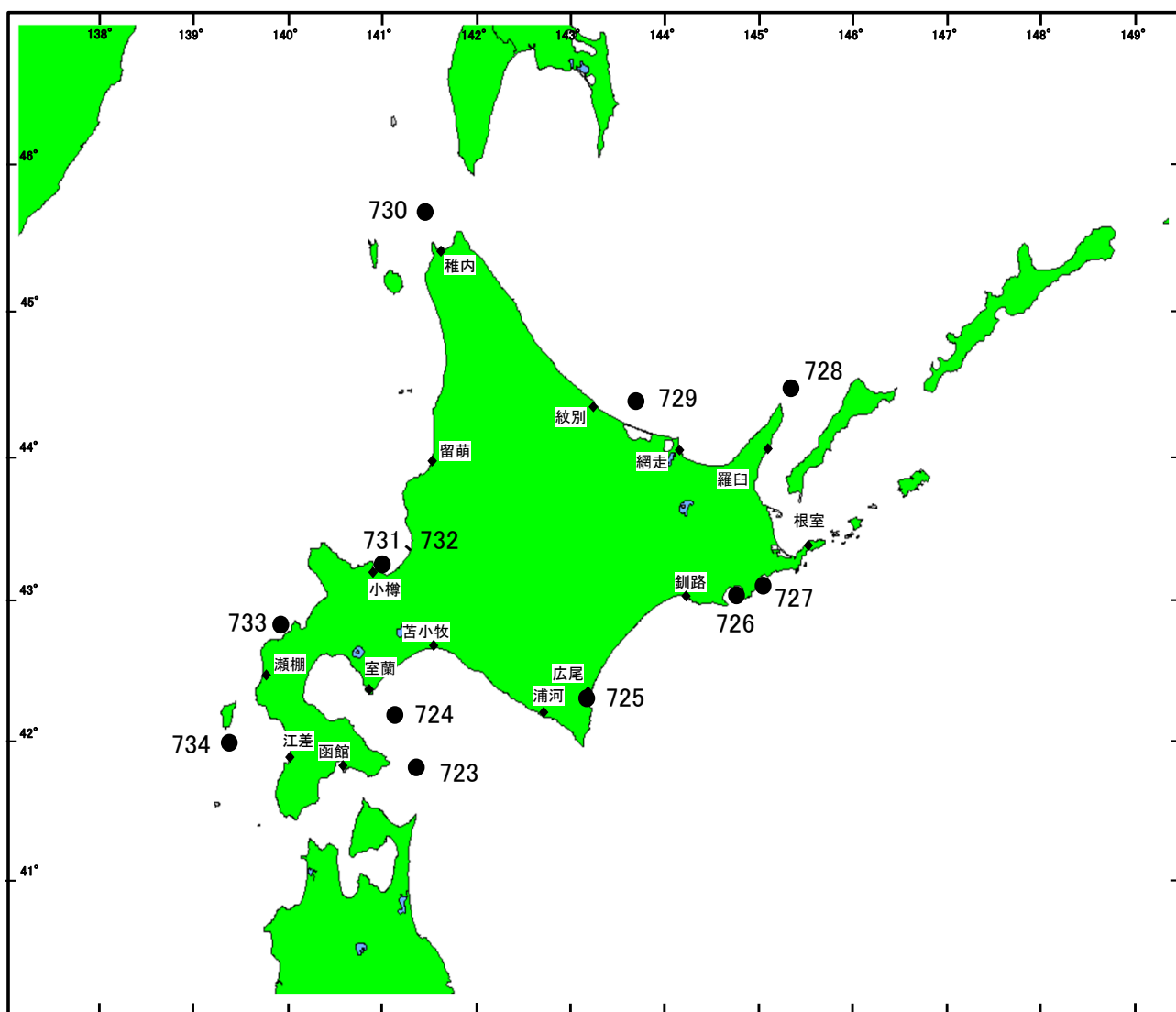
水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種 類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

索引図



※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。

●印で表現できない広範囲に及ぶ722、735項については各項を参照ください。

7年722項 北海道南岸 — 函館港南方～納沙布岬南方 海洋調査

下記区域で、調査船「北辰丸(255t)」による海洋調査が実施される。

期 間	令和7年11月21日～30日
区 域	下記8地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
	(1) 41-42.0N 140-31.6E (岸線上)
	(2) 41-30.0N 141-20.0E
	(3) 41-20.0N 141-40.0E
	(4) 41-20.0N 143-00.0E
	(5) 41-00.2N 143-29.8E
	(6) 41-00.2N 145-59.8E
	(7) 42-30.2N 145-59.8E
	(8) 43-19.3N 145-38.9E (岸線上)

備 考	停船して観測機器を垂下する
海 図	W3
出 所	釧路水産試験場



7年723項 北海道南岸 — 恵山岬東南東方 射撃訓練

下記区域で、巡視船艇による射撃訓練が実施される。

期 間	令和7年11月4日、5日 (予備日 6日、7日、20日、21日) 0900～2400
区 域	41-43.0N 141-29.4E を中心とする半径5海里の円内
備 考	訓練中、国際信号旗「NE4」「UY」旗掲揚及び紅色閃光灯点灯
海 図	W10-JP10
出 所	函館海上保安部



7年724項 北海道南岸 — チキウ岬南東方 射撃訓練

下記区域で、巡視艇による射撃訓練が実施される。

期 間	令和7年11月4日(予備日 5日) 0900～2400
区 域	42-07.0N 141-14.0E を中心とする半径5海里の円内
備 考	訓練中、国際信号旗「NE4」「UY」旗掲揚及び紅色閃光灯点灯
海 図	W1030-JP1030
出 所	室蘭海上保安部

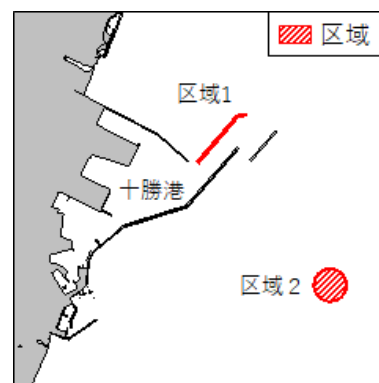


7年725項 北海道南岸 — 十勝港及び付近 掘下げ作業等
下記区域で、作業船による掘下げ作業及び土砂投入作業が実施される。

期 間 令和7年11月1日～令和8年3月23日 日出～日没

区 域 1 掘下げ作業
下記6地点を結ぶ線により囲まれる区域
(1) 42-18-22.3N 143-20-55.1E
(2) 42-18-21.7N 143-20-55.5E
(3) 42-18-20.8N 143-20-51.1E
(4) 42-18-02.9N 143-20-30.4E
(5) 42-18-03.3N 143-20-29.6E
(6) 42-18-21.3N 143-20-50.6E
2 土砂投入作業
(7) 42-17-14N 143-21-41E
を中心とする半径200mの円内

備 考 警戒船配備
海 図 W35
出 所 広尾海上保安署

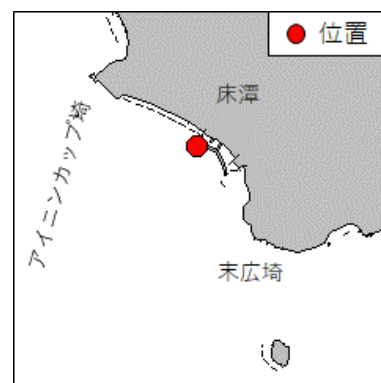


7年726項 北海道南岸 — 厚岸湾 灯台光達距離変更
一管区水路通報7年38号677項削除

下記灯台は光達距離が変更された。

灯台名称 床潭港西防波堤灯台
位 置 42-59.7N 144-52.1E
光達距離 (変更前) 4.0海里
(変更後) 5.5海里

海 図 W36
参照書誌 411 0141.5番
出 所 第一管区海上保安本部



7年727項 北海道南岸 — 霧多布港 水路測量等

図に示す区域で、作業船及び潜水士による水路測量及び施設点検作業が実施される。

期 間 令和7年10月27日～11月30日 日出～日没

備 考 測量中、白紅白の燕尾旗掲揚
潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W25 (分図「霧多布港」)

出 所 第一管区海上保安本部



7年728項 北海道東岸 — 知床岬付近 武器発射試験（期間変更）

一管区水路通報7年38号683項削除

下記区域で、巡視船による武器発射試験が実施される。

期 間 令和7年10月30日（予備日31日）0800～2400

区 域 44-25-18N 145-32-30E
を中心とする半径5海里の円内

備 考 訓練中、国際信号旗「NE4」旗及び「UY」旗掲揚

海 図 W42

出 所 第一管区海上保安本部



7年729項 北海道北岸 — 紋別港北東方 射撃訓練

下記区域で、巡視船による射撃訓練が実施される。

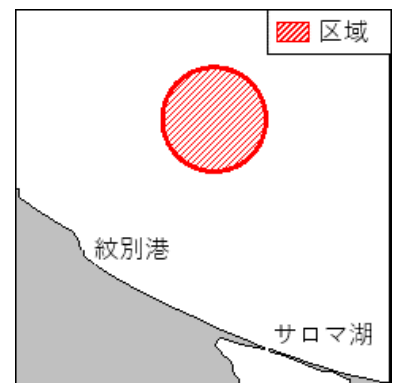
期 間 令和7年11月13日（予備日14日）0900～2400

区 域 44-33.0N 143-40.0E
を中心とする半径5海里の円内

備 考 訓練中、国際信号旗「NE4」「UY」旗掲揚及び紅色閃光灯点灯

海 図 W1039

出 所 紋別海上保安部



7年730項 北海道西岸 — 野寒布岬北方 海洋調査

下記区域で、調査船「北洋丸(266t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和7年11月6日～16日

区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 45-42.5N 141-50.0E

(2) 45-37.5N 141-50.0E

(3) 45-37.5N 141-20.0E

(4) 45-42.5N 141-20.0E

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W1040

出 所 稚内水産試験場



7年731項 北海道西岸 — 小樽港、第1区、第2区及び第3区 潜水調査

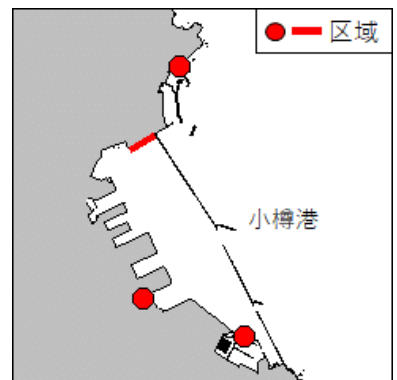
図に示す区域で、作業船及び潜水土による施設の現況調査が実施される。

期 間 令和7年11月4日～12月26日 日出～日没

備 考 潜水調査中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W5

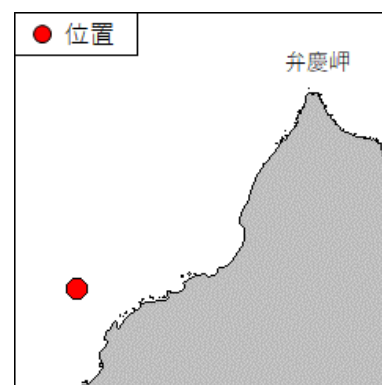
出 所 小樽港長



7年732項 北海道西岸 — 小樽港北方 射撃訓練
 下記区域で、巡視船による射撃訓練が実施される。
 期 間 令和7年11月6日（予備日7日）1030～2400
 区 域 43-28.3N 140-54.0E
 を中心とする半径5海里の円内
 備 考 訓練中、国際信号旗「NE4」「UY」旗掲揚及び紅色閃光灯点灯
 海 図 W28-JP28
 出 所 小樽海上保安部



7年733項 北海道西岸 — 弁慶岬南西方 観測機器設置
 下記位置に、観測機器が設置されている。
 期 間 令和8年10月31日まで
 位 置 42-44-30N 140-03-08E
 備 考 観測機器は、黄色灯付浮標（毎4秒に1せん光）で標示
 海 図 W11-JP11
 出 所 小樽海上保安部



7年734項 北海道西岸 — 奥尻島、青苗港南方 灯台光達距離変更
 一管区水路通報7年37号661項削除
 下記灯台は光達距離が変更された。
 灯台名称 室津島灯台
 位 置 42-00.9N 139-27.1E
 光達距離 (変更前) 8.0海里
 (変更後) 7.5海里
 備 考 分弧は廃止された
 海 図 W32-JP10-W10-JP11-W11-W43
 参照書誌 411 0613番
 出 所 第一管区海上保安本部



7年735項 北太平洋北西部 — 海洋調査
 下記区域で、調査船「みらい(8,706t)」による海洋調査が実施される。
 期 間 令和7年11月13日～29日
 区 域 下記6地点を結ぶ線により囲まれる区域
 (1) 42-50.0N 146-00.0E
 (2) 40-50.0N 146-57.0E
 (3) 40-10.0N 145-20.0E
 (4) 37-30.0N 145-20.0E
 (5) 37-30.0N 142-10.0E
 (6) 40-50.0N 142-10.0E
 備 考 停船して観測機器を垂下する
 海 図 W1070
 出 所 海洋研究開発機構

